

2020年1月試験対策 ファイナンシャル・プランニング技能検定  
2級 学科模試（試用版2） 解答・解説

問題 1

答え：3

元利均等返済により返済する場合の毎年の返済額は、「当初の借入額×資本回収係数」という式により求めることができます。

よって、

- ・現在返済中の住宅ローンの年間返済額は、 $2,000万円 \times 0.0778 = 155万6,000円$ です。
- ・借換え予定の住宅ローンの年間返済額は、 $2,000万円 \times 0.0721 = 144万2,000円$ です。

つまり、

- ・現在返済中の住宅ローンの総返済額は、 $155万6,000円 \times 15 = 2,334万円$ です。
- ・借換え予定の住宅ローンの総返済額は、 $144万2,000円 \times 15 = 2,163万円$ です。

したがって、住宅ローンを借換えた場合の総負担額は、 $2,163万円 + 30万円 = 2,193万円$ となりますから、住宅ローンを借換えた場合の総返済額（借換え費用を含む）は、完済までに、 $2,334万円 - 2,193万円 = 141万円$ 減少します。

## もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去3回中2回以上出たもの→過去6回中3回以上出たもの→過去10回中3回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的に、合格に必要な重要論点を一通りインプットすることができます！**

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解くことができます。

## 問題 2

答え：2

1. 傷病手当金は、最長1年6ヵ月間にわたり支給されます。
2. 手当金とつく給付（傷病手当金と出産手当金）の額は、原則として、支給開始日の属する月以前の継続した12ヵ月間の当該被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額です。
3. 退職により被保険者資格を喪失した者は、所定の要件を満たせば、最長で2年間、任意継続被保険者となることができます。
4. 任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります。

## 問題 3

答え：1

1. 保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定します。
2. 建物に設定できる保険金額は、最高で5,000万円です。
3. 4つある保険料の割引制度のうち、複数の制度の適用条件を満たした場合でも、これらは併用する事ができず、どれか一つしか適用を受ける事ができません。
4. 地震による津波を原因とする、住宅や家財の損害は、地震保険による補償の対象です。

## 問題 4

答え：1

1. つみたてNISA勘定では、一定の要件を満たした投資信託を、年間40万円まで買い付けることができ、最大で20年間非課税となります。
2. ジュニアNISA口座の投資上限金額は、年間80万円です。
3. NISA口座で買い付けた上場株式の譲渡損失の金額は、通算することができません。
4. NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法について、株式数比例配分方式を選択しなくてはなりません。

## もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去3回中2回以上出たもの→過去6回中3回以上出たもの→過去10回中3回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的に、合格に必要な重要論点を一通りインプットする事ができます！**

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解く事ができます。

## 問題 5

答え：4

応募者利回り (%) =  $\{0.3 + (100 - 101.2) \div 6\} \div 101.2 \times 100 = 0.0988\cdots\%$ です。

直接利回り (%) =  $0.3 \div 101.2 \times 100 = 0.2964\cdots\%$ です。

所有期間利回り (%) =  $\{0.3 + (101.4 - 101.2) \div 2\} \div 101.2 \times 100 = 0.3952\cdots\%$ です。

最終利回り (%) =  $\{0.3 + (100 - 101.6) \div 2\} \div 101.6 \times 100 = \blacktriangle 0.4921\cdots\%$ です。

## 問題 6

答え：4

1. その年の1月16日以後新たに業務を開始した者が、その年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務を開始した日から2ヵ月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。
2. 青色申告者が、申告期限後に確定申告書を提出した場合、適用を受けることができる青色申告特別控除額は、最大10万円となります。
3. 青色申告者は、総勘定元帳その他一定の帳簿を、原則として7年間、保存しなければならない義務を負います。
4. 青色申告者が適用を受けることができる純損失の繰越控除は、純損失の額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除する制度です。

## もう少し問題を解きたい方へ

「お金の寺子屋」公式ショップでは、試験対策模試を販売しています。

過去問を徹底研究して、過去3回中2回以上出たもの→過去6回中3回以上出たもの→過去10回中3回以上出たもの→…とスクリーニングして作っていますから、**模試を3回解けば、過去問を解くより効率的に、合格に必要な重要論点を一通りインプットすることができます！**

PDFファイルで配布していますから、本屋さんで模試を買うより安いですし、パソコンやスマホで閲覧できて、何回でも印刷して解くことができます。

## 問題 7

答え：4

〔\*〕は、上から、売上総利益（粗利益）、営業利益、経常利益の順です。

売上高営業利益率(%) = 営業利益 ÷ 売上高 × 100 = 400 百万円 ÷ 2,000 百万円 × 100 = 20%です。

売上高経常利益率(%) = 経常利益 ÷ 売上高 × 100 = 200 百万円 ÷ 2,000 百万円 × 100 = 10%です。

総資産当期純利益率(%) = 当期純利益 ÷ 総資産 × 100 = 70 百万円 ÷ 5,000 百万円 × 100 = 1.4%です。

自己資本比率(%) = 自己資本 ÷ 総資産 × 100 = 1,000 百万円 ÷ 5,000 百万円 × 100 = 20%です。

## 問題 8

答え：3

1. 事業受託方式では、建設資金の調達は、地主が行います。
2. 土地所有者が、建設する建物を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受けて建物を建設する方式は、建設協力金方式です。
3. 等価交換方式では、土地所有者は、建設資金を負担することなく、出資割合に応じて、建設された建物の一部を取得することができます。
4. 定期借地権方式では、借地期間中の当該土地上の建物の名義は、借地人となります。

## 問題 9

答え：2

1. 相続開始時に胎児であった者は、死産の場合を除き、相続権が認められます。
2. 普通養子縁組が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は継続します。ちなみに、特別養子縁組が成立した場合、養子と実方の父母との親族関係は終了します。
3. 放棄は代襲原因ではありません。
4. 被相続人の嫡出子の相続分と非嫡出子の相続分は等しいです。

## 問題 10

答え：1

2019年に使える相続時精算課税制度の特別控除額は、2,500万円 - 1,500万円 = 1,000万円です。

よって、父からの贈与に係る贈与税額は、(2,000万円 - 1,000万円) × 20% = 200万円です。

## もう少し問題を解きたい方へ

有料版の模試は、「お金の寺子屋」公式ショップ（QRコードのページ）からお買い求め頂けます。

